

<対策のポイント>

国営土地改良事業の実施において、厳しい財政状況の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくために、他事業者との双方の事業目的を達成する共同工事を推進し、コストの縮減及び工期の短縮を図ります。

<事業の内容>

1. 受託工事

国営土地改良事業による工事に関連し、地方公共団体等の工事が同じ場所に計画されている場合において、地方公共団体等からの納入に基づき、共同事業として工事を実施するための経費。

2. 換地清算金

区画整理、農用地造成等の国営土地改良事業を実施した際、換地計画により土地所有者の換地(工事後の土地)と従前の土地の価格に不均衡が生じた場合に金銭で清算するための経費。

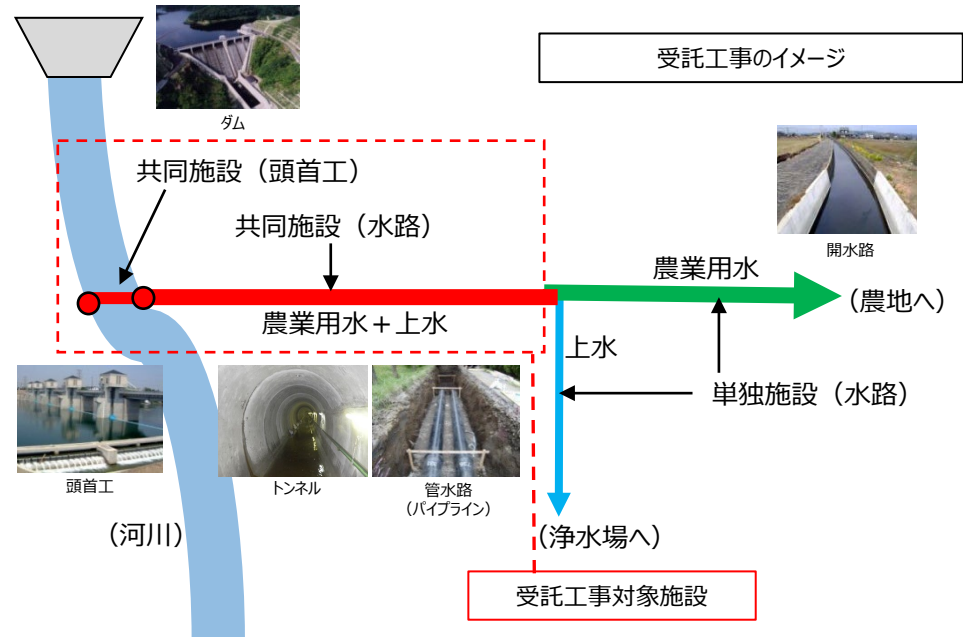
3. 精算還付金

受託工事による精算(過不足調整)の結果、負担金の過払いが発生した委託者に対し、還付金を交付する経費。

<事業実施主体>

国(国費率:100%)

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1、3の事業) 農村振興局水資源課 (03-6744-2206)
 農村振興局防災課 (03-3502-6430)
 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)
 (2の事業) 農村振興局土地改良企画課 (03-6744-2192)